

## 所有権解除依頼書（兼残債照会依頼書）

この度、下記車両に関する所有権解除手続きに関する一切の事項について依頼いたします。  
なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、責任を持って解決いたします。

### 【お客様ご記入欄】署名はお客様の自筆で必ずご記入ください（車検証の表記に従ってご記入ください）

車両番号（ナンバープレート）	初度検査年月	車名	車台番号
(例) 宮城 580 あ ○○○○	平成・令和 年 月	(例) ミライース	(例) LA300S-○○○○○○○ —
使用者 氏名	フリガナ		
使用者 住所			

◆残債ありの場合の清算について

生年月日	昭和・平成 年 月 日	清算予定日	令和 年 月 日
クレジット一体型保険に 加入していますか	はい・いいえ	清算方法	①現金 ②銀行振込

### 【依頼者（使用者）様】 ※現在の住所・氏名をご記入ください

住所

氏名

TEL

### 【受託者（販売店・代理人）様】

住所

社名

氏名

TEL

FAX

※ご依頼内容についてお問合せをする場合がございますので、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください

※照会結果についてFAXにてご返信いたしますので、必ずFAX番号をご記入ください

### 【書類受取方法】 いずれかの□にレ印を付けてください（※小型・普通車の場合のみ）

来社受取

郵送受取（レターパック）

クレジットのお支払いが既に完了している年式のお車でも、所有権解除書類の発行の前に、必ず残債照会が必要です

### 【所有権解除の流れ】

#### 1) 「所有権解除依頼書（兼残債照会依頼書）」をご記入のうえ、下記番号までFAXにてご依頼ください

▶送付書類：所有権解除依頼書（兼残債照会依頼書）+ 下記必要書類

※ 2023年1月以降に交付された電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項」のコピーも必要

#### 2) 照会の結果はFAXにてご返信いたします

※営業時間外のFAX着信分は、翌営業日以降の返信となりますのでご了承ください

#### 3) 書類の発行方法は軽自動車と小型・普通車で異なりますのでご注意ください

軽自動車 の場合	2025年7月1日より全軽自協（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）の流通確認制度のシステム化に伴い、所有権解除手続き方法が変更となります。これまで送付しておりました宮城ダイハツ販売（株）の「所有者承諾書」が不要となる為、 <b>弊社から所有権解除に関する書類の発行は行いません</b> 。申請内容に基づき流通確認業務システムにて所有者変更を承諾いたしますので、直接軽自動車検査協会へお手続きをお願いいたします。
小型・普通 車の場合	「来社」▶必要書類をそろえて、弊社までお越しください 「郵送」▶必要書類の原本を追跡可能なレターパック等の発送方法でご郵送ください また、ご返送用のレターパック等をご同封ください

### 【所有権解除に必要な書類】

書類	お客様ご本人	代理人	販売店・業者の方	ディーラー各社
車検証のコピー	○	○	○	○
運転免許証のコピー	○	-	-	-
使用者（車検証上）の印鑑証明書原本 ※1	-	○	○	△
使用者（車検証上）の委任状（実印を押印）	-	○	○	△
自動車税納税証明書（軽自動車以外の場合）	○	○	○	○
念書原本 ※2	-	-	△	-
ディーラーカード（来社受取のみ対応） ※3	-	-	-	○

※1：印鑑証明書は発行から3ヶ月以内のものをご用意ください

※2：使用者の方の印鑑証明書・委任状をご用意できない場合、念書でも代用可能です（弊社HPにてダウンロードしてご利用ください）

※3：ディーラーカードがご提示不可の場合は、使用者の方の印鑑証明書・委任状をご用意ください

※車検証の使用者氏名が印鑑証明書または運転免許証の記載氏名と異なる場合は、同一性が確認できる書類をご用意ください

（個人：戸籍謄本（抄本）原本 等、法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本 等）

※車検証の使用者住所が転居や移転等で印鑑証明書または運転免許証の記載住所と異なる場合は、連続性が確認できる書類をご用意ください

（個人：住民票（除票）か戸籍の附票原本 等、法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本 等）

### 【所有権解除に関するお問合せ窓口】

〒984-0011 宮城県仙台市若林区六丁の目西町1番51号

宮城ダイハツ販売株式会社 総務部経理グループ 所有権解除担当

**TEL:022-288-7131（代表） FAX:022-288-7091**

受付時間：9：30～17：00

来社書類発行時間：13：00～17：00

休日：土曜日・日曜日 他、弊社カレンダーによる